

国地契第88号
平成27年3月6日

各地方整備局総務部長 殿

大臣官房地方課長
(公印省略)

「談合情報対応マニュアル等の改正について」の一部改正について

工事費内訳書の提出については、「工事費内訳書の提出について」(平成27年3月6日付け国地契第84号、国官技第279号、国営計第107号)等に基づき競争入札に付する全ての工事において提出を求めることとしたところである。これを踏まえ、「談合情報対応マニュアル等の改正について」(平成22年9月30日付け国地契第31号)の一部を次のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

別添2 第1 2 (2) ②を削り、同③を同②とする。

別添2 第2 1 (1) ①中「昭和38年4月22日建設省厚発第5号」を「平成24年3月19日付け国官会第3170号、国地契第90号、国北予第35号」に改め、同③中「平成15年3月10日」の下に「付け」を加える。

別添2 第2 2 (1) ①中「第6条第7号」を「第6条第1項第9号」に改める。

別添2 第4 (1) 中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。

別紙2を次のように改める。

誓約書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇局長 〇〇 〇〇 殿

会社名

代表者名

担当者名

今般の〇〇〇〇工事の競争入札に関し、〇〇地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

(参考) 競争契約入札心得第4条の3

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

4 電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（ICカード）を不正に使用してはならない。

別紙3中「第6条第7号」を「第6条第1項第9号」に改める。

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。